

我孫子市立根戸小学校・いじめ防止基本方針

令和8年4月 生徒指導主任

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大な危険を生じさせるものである。

また、いじめは、いつでも、どこからでも、どの児童にでも起こりうるものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になりうる危険性を持っている。様々な視点からの対応も必要であり、社会状況の変化により SNS 等のトラブルも増えるなど、表面化しにくくなっている。

こうした事実をふまえ、「いじめを絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子ども、どの学校でも起こりうる」ことを念頭に、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめ防止に向けた早期対応、早期支援」、「いじめへの早急な対応処置」について、根戸小学校としての共通理解を図り、子どもの小さな SOS 早期発見のためにも更に組織的に対応していく。

2. 組織

生徒指導部会	いじめ対策委員会
生徒指導主任 各学年生徒指導担当 管理職1名 養護教諭	校務会 担任 学年主任 教育相談担当 養護教諭 生徒指導主任 心の相談員 スクールカウンセラー

3. いじめ防止のための取り組み

①いじめの未然防止といじめのない学校づくり

- (ア) 学校教育の全て活動において、「絶対にいじめは許さない」という強い意志をもって全職員が職務にあたる。
- (イ) 日々の充実した学校生活の中で、子どもたちの心と感性を育み、併せて、日常的に児童の自尊心や自己有用感を醸成していくことを大切にする。
- (ウ) 学級担任は、日々の教育活動の中で、支持的風土の学級づくりに努める。また、授業参観や学級懇談会等の機会を活用し、保護者及び地域に対し協力を呼びかけ連携を図る。
- (エ) 児童が、いじめを発見した時、保護者や学校職員へそのことを伝えることがいじめを止めるための行動になることを理解させる。

②いじめの早期発見について

(ア) いじめの調査

いじめを早期発見するため、定期的な調査や面談を次の通り実施する。

(イ) いじめについてのアンケート

- ・我孫子市教育委員会が作成した「いじめについてのアンケート」を年2回(6～7月, 11月～12月), 全学級で行う。
- ・実施後, 学校で把握したいじめの状況及び件数を, 我孫子市教育委員会に報告する。
- ・いじめとして報告した案件に関しては, 各学級で個別対応を行うと共に, 生徒指導部会等を通して共有し, 解消に向けた取り組みをすすめ, その状況を, 我孫子市教育委員会に報告する。
- ・いじめについてのアンケート用紙及び結果については, **5年保存**とする。

(ウ) WEB QU

- ・学級の状態を具体的に把握するための検査「WEB QU 検査」を年2回(6月～7月, 11月～12月) 3年生以上の学級で実施する。
- ・結果は学校で分析する。
- ・分析結果は我孫子市教育委員会へ報告する。
- ・分析結果は5年保存とする。

(エ) 教育相談月間

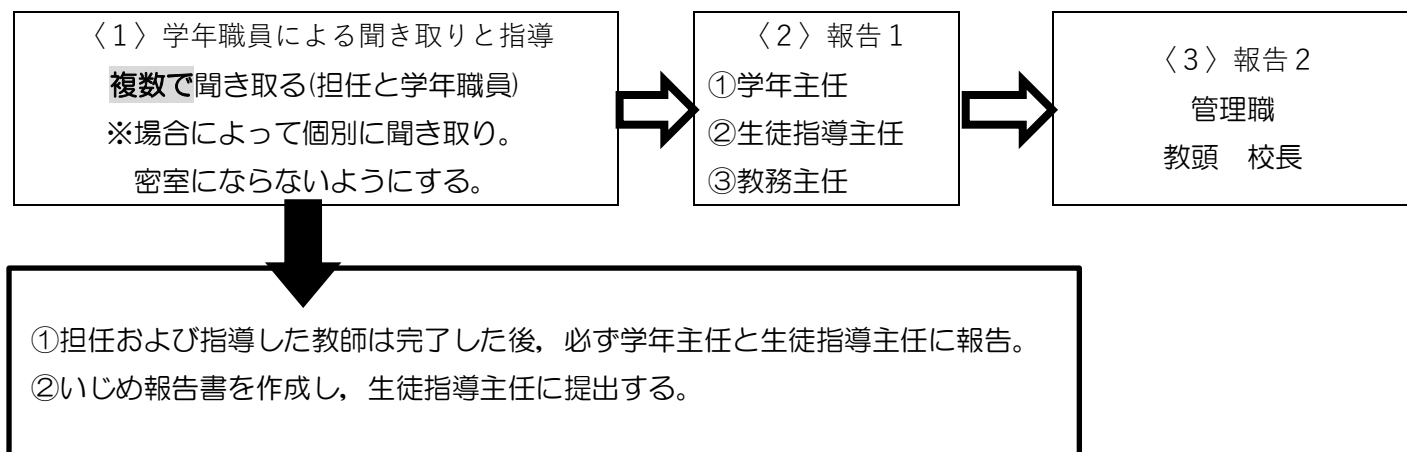
- ・年2回(6月～7月, 11月～12月)の教育相談を実施する。全児童が担任と対面して面談する。

4. いじめ相談体制

- ① 根戸小学校で発生した事案については, **学年主任(職員)→生徒指導主任→教務主任・管理職**の順で報告する。(緊急時は例外あり。) 重大な案件に関わらず, 生徒指導主任には報告を行う。
- ② 月一回生徒指導部会を開く。各学年の児童の実態や様子, 月毎の生徒指導指針に対する振り返りなどを共有する場とする。
- ③ 緊急を有する事案については, いじめ対策委員会を開き対応を考えていく。
- ④ 特別支援教育との連携を含め, 児童のより良き人的, 質的環境面に応じて指導をしていく。

5. いじめに対する措置

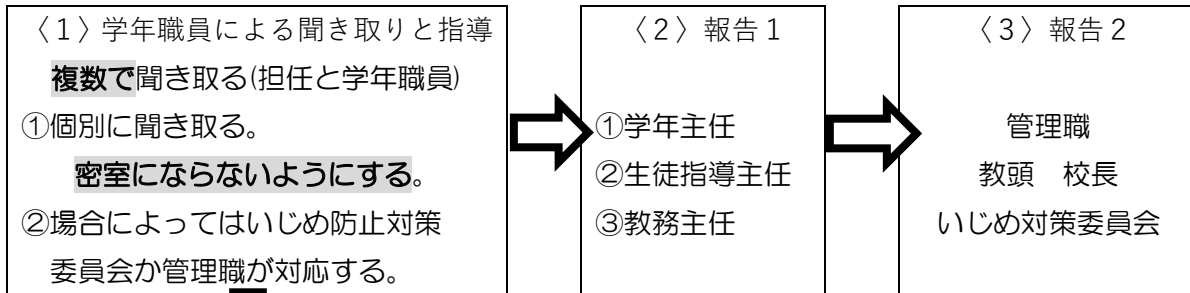
A 案件発生時 (緊急性なし)



B 案件発生時（緊急性あり）

例：いじめ・ものかくし

学校外でのトラブルについては、案件によって対応を考える。例：携帯トラブル



- ①担任および指導した教師は完了した後、必ず学年主任と生徒指導主任に報告。
- ②いじめ報告書を作成し、生徒指導主任に提出する。
- ③生徒指導主任は、いじめ報告書を管理職に提出する。

6. 重大事態への対応

○重大事態とは

(ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

(イ)「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合等は、迅速に調査に着手)

(ウ)児童や保護者から「いじめられ重大事態に至った」という申し立てがあった時

(学校が、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。)

○対応

(ア)重大事態が起こった場合は、速やかに校長から我孫子市教育委員会へ、報告をする。

(イ)我孫子市教育委員会の指導のもと、いじめ対策委員会を実施し、対応を協議する。

(ウ)協議した内容にそって、関係機関と連携しながら、迅速かつ適切な対応を図る。その中で、保護者及び地域への連絡は、特にもれなく適切に行う。

(エ)対応に関する結果については、速やかに校長から我孫子市教育委員会へ報告を行う。

7. 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずに、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校の教育活動を日常的に地域へ発信する努力をする。

- (ア) 学校便りの発行
- (イ) ホームページの定期的な更新
- (ウ) 年度末に取り組む学校評価アンケートの実施
 - ・児童アンケート
 - ・保護者アンケート
 - ・職員アンケート
 - ・学校運営協議委員アンケート

8. いじめ防止対策年間計画

月	教科等指導内容	アンケート	教育相談	特別活動	他
4	○道徳		教育相談日	1年生を迎える会	学級懇談会
5	・情報モラル			異学年交流	
6	・いじめについて考える	・WEB QU 検査① ・いじめアンケート①	教育相談月間①	よく遊びタイム③	
7	○学級活動				個人面談
8	・班，係活動を通して互い				
9	を認め合う活動を日常的に				
10	行う。				
11		・WEB QU 検査②	教育相談月間②	異学年交流	
12	○教科の指導	・いじめアンケート		よく遊びタイム②	
1	協働学習や話し合い活動，				
2	意見交換を通して互いを認			異学年交流	学級懇談会
3	め合い尊重する態度の育成 に重点をおく。			よく遊びタイム③	